

第231回講演会・第182回研究会

主催 包装食品技術協会
共催 あいち産業科学技術総合センター
食品工業技術センター

ご案内

日時： 令和5年6月21日（水） 13時00分～16時30分（休憩を含む）
場所： あいち産業科学技術総合センター 食品工業技術センター 大研修室
〒451-0083 名古屋市西区新福寺町2-1-1 TEL052-521-1320

世界の食品包装規制の最新動向

西包装専士事務所
代表 西 秀樹 氏

ポイント

日本は、2020年6月の食品衛生法改正によるPL制度化から約3年が経過したが、厚労省は早くもPL改編を審議中である。しかし、海外や業界全体への浸透は未だであり、PL適合伝達は特に海外メーカーでは難航が見られる。又、懸案の紙、溶出試験条件、印刷インキ等は未審議であり、再生プラスチックは一昨年部会で審議したが結論が不明瞭である。

EUは、プラスチックの規則が略完成して現在は印刷インキが審議中であり、米国は製品別登録制度が定着した。中国は、接着剤等の改正を急ピッチで進め、ASEANはEU類似の方針を公表する等、EU規則が世界標準的存在になり、日本の法規制は今後大きな試練となりそうである。農水省は、食品輸出振興策を検討中である。

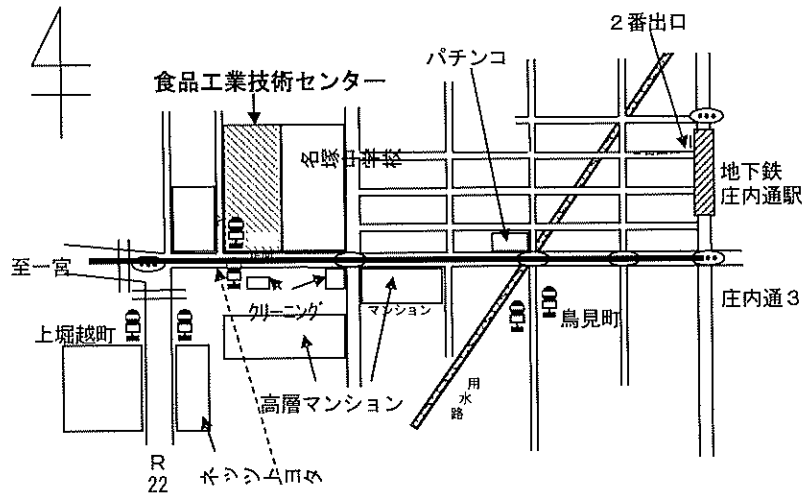
本講では、日本のPL制度化の進捗状況と今後の見込み、企業の対応と留意点、国外の最新動向、企業におけるリスク管理の進め方、情報入手方等をご紹介します。

内 容

- 1 初めに ―包装を取り巻く環境―
- 2 日本の食品包装法規制類
 - ・食品包装材料の種類と使用割合
 - ・食品衛生法と業界自主基準
- 3 欧州（EU）の食品包装規制
 - ・食品接触物質、プラスチックの規則とPL、印刷インキの規制動向（スイス等）
- 4 米国の食品包装規制：
 - ・食品接触物質、連邦規則集と2つのPL、接着剤と紙のPL
- 5 日本の課題と国際的整合化に向けた進捗状況
 - ・日欧米の比較と日本の8つの課題の進捗状況、再生プラの厚労省部会審議
 - ・食品衛生法改正によるPL制度施行と経過措置期間
 - ・PL規制対象と4つのPL、及び改正審議状況
 - ・適合証明伝達方法、インキ業界の適合性証明事例、海外メーカーの事例
 - ・PL制度の現時点における課題
 - ・再生プラの厚労省部会審議と業界の対応、プラスチック資源循環促進法
- 6 海外諸国の法規制の最新動向
 - ・中国、インドネシア、ベトナム、タイ、ASEAN、オセアニア、加、湾岸諸国等
- 7 食品包装規制の国際的最近動向のまとめ
- 8 農水省の食品輸出振興策セミナー
- 9 包装材料に含まれる化学物質と企業におけるリスク管理の進め方
- 10 法規制情報の入手方法と情報源
- 11 まとめ ―企業の対応・留意点―
- 12 参考文献と情報入手先

定員 : 先着60名
 参加費 : 会員 無料、非会員 1名につき 5,000円
 申込先 : 包装食品技術協会 事務局 : 〒451-0083 名古屋市西区新福寺町2-1-1
 あいち産業科学技術総合センター 食品工業技術センター内
 TEL 052-521-1320 FAX 052-521-1323

会場案内 :



東向き走行しか、センターに入れません。

○ 交通案内

- ・地下鉄 :
 - 名古屋駅、栄方面から地下鉄東山線「伏見」乗換え
 - 鶴舞線(犬山、上小田井方面行き)「庄内通」下車、2番出口 西へ徒歩 約12分
- ・市バス :
 - 名古屋駅方面(名古屋駅バスターミナルから)
 - 5番のりば名駅11号系統(名西橋経由循環名古屋駅行)「上堀越町」下車、徒歩約3分
 - 6番のりば名駅13号系統(中切町行き、上飯田町行き)「鳥見町」下車、徒歩約6分
 - 栄方面から(オアシス21)
 - 1番のりば栄25号系統(名塚中学行き、名西橋行き)「上堀越町」下車、徒歩3分
- ・タクシー : 名古屋駅から約20分
- ・駐車場 : 51台

..... キリトリセン

包装食品技術協会 宛
 FAX 052-521-1323

第231回講演会・第182回研究会 参加申込書

(会社・団体名) :
 所在地 :
 連絡担当者 : (氏名) (所属)
 (TEL) (FAX)

会 員	非会員	参加者 氏名	所 属 部 署

* 令和5年6月14日(水)までにメールまたはFAXにて申し込みください。